

・ご加入いただける保護者等の要件・

1. 保護者の加入要件

○ご加入いただける保護者は、障がいのある方(下記2.参照)を現に扶養している保護者(配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある方を含みます)、父母、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族(親族ではないが、事実上親族と同様の関係にある方を含みます))であって、次の(1)～(3)の要件をすべて満たしている方です。

ただし、障がいのある方1人に対して、ご加入いただける保護者は1人です。

(1)大阪市内に住所があること。
(2)加入時(口数追加の場合は口数追加時)の年度(4月1日から翌年3月31日まで)の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。 例えば、4月5日に満65歳になる方は、4月1日現在では64歳ですから、翌年3月まではご加入いただけます。
(3)特別の疾病または障がいがなく、機構が生命保険会社と締結する生命保険契約にご加入いただける健康状態であること。 健康状態等によっては、この制度にご加入いただけない場合があります。

2. 障がいのある方の加入要件

○障がいのある方とは、次の①～③のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難であると認められる方です。(年齢は問いません。)

また、加入後に保険対象障がい者(年金受給権者)を障がいのある他の方に変更することはできません。

① 知的障がいのある方
② 身体障がい者手帳を所持し、その障がい級が1級から3級までに該当する方
③ 精神または身体に永続的な障がいのある方(精神病、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など)で、その障がいの程度が①または②と同程度と認められる方

3. 掛金の払込期間

○掛金は、次の「要件1」「要件2」の両方に該当するまでの期間、継続して加入された場合には、以後の掛金の払込みは不要です。

また、加入者がお亡くなりになったまたは重度障がいになったと認められた翌月以降も掛金の払込は不要となります。

要件1	加入日(口数追加分については口数追加日)から20年
要件2	加入日(口数追加分については口数追加日)から加入者が4月1日時点で満65歳である年度(4月1日から翌年3月31日まで)の加入応当日の前日までの期間

例)①上記「要件1」が「要件2」より先に到来する場合

生年月日昭和54年11月8日の方が、平成21年2月に加入した場合は、平成58年2月から掛金の支払いは不要となります。

加入者生年月日	加入	要件1 加入期間20年経過	65歳	年度当初の年齢が65歳	要件2 応当日(加入月と同じ)
昭和54年11月8日	平成21年2月1日	平成41年2月1日	平成56年11月8日	平成57年4月1日	平成58年2月

②上記「要件1」が「要件2」より後に到来する場合

生年月日昭和20年11月8日の方が、平成21年7月に加入した場合は、平成41年7月から掛金の支払いは不要となります。

加入者生年月日	加入	65歳	年度当初の年齢が65歳	要件2 応当日(加入月と同じ)	要件1 加入期間20年経過
昭和20年11月8日	平成21年7月1日	平成22年11月8日	平成23年4月1日	平成23年7月1日	平成41年7月1日

【掛金払込期間の確認にご使用ください】

要件1 (加入期間要件)	加入月(共済責任開始)	加入期間20年経過後	← いずれか後に到来する月から掛金の支払いが不要となります。 ↓
	年 月 1日	年 月 1日	
要件2 (年齢要件)	加入者生年月日	4月1日現在で65歳①	応答月(①の年度内の加入月)
	年 月 日	年 4月 1日	

※ただし、昭和61年3月31日以前に加入している方(昭和54年10月1日以降45歳以上で加入している方を除く)の1口目については、要件1が「加入日から25年」となります。

・年金、弔慰金、脱退一時金について・

1. 年金の給付

○加入者が障がいのある方の生存中にお亡くなりになられたとき、または加入日(口数追加分については口数追加日)以後の疾病または災害を原因として<表1>のいずれかの重度障がい状態に該当したと認められたときは、その月の分から、障がいのある方の終身にわたり<表2>の年金をお支払いします。

○加入者の重度障がいにより、障がいのある方が年金をお受け取りになった以後、加入者がお亡くなりになっても重複して年金は支払いません。

＜表1＞ 重度障がい状態(※)	
(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの	(6) 両上肢の用を全く永久に失ったもの
(2) そしゃくまたは言語の機能を全く永久に失ったもの	(7) 両下肢の用を全く永久に失ったもの
(3) 両上肢を手関節以上で失ったもの	(8) 十手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
(4) 両下肢を足関節以上で失ったもの	(9) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
(5) 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの	

＜表2＞ 年金お支払い額		
加入口数	金額	
1口	月額 2万円	(年額 24万円)
2口	月額 4万円	(年額 48万円)

※ 上記の重度障がい状態および7ページの障がい状態にかかる障がいの認定基準は、以下によります。

- 目の障がい
 - ア. 視力の測定は、万国式試視力表により矯正視力について行います。
 - イ. 「視力を全く永久に失ったもの」とは、永久に視力が0.02以下になった場合をいいます。
- 言語またはそしゃくの障がい
 - 「機能を全く永久に失ったもの」とは、言語については語音構成機能障がいを意味し、口唇音、歯舌音、口蓋音、喉頭音の4種のうち3種以上の発音が不能な場合、または声帯の全部の摘出により発音が不能な場合をい、あるいは脳言語中枢の損傷による失語症については、言語による意思の疎通が完全かつ永久に失われた場合をいいます。
 - そしゃくについては、永久に流動食以外は摂取できない程度をいいます。
- 上・下肢の障がい
 - 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全かつ永久にその用を失った意味であって、上・下肢の完全運動麻痺、または、上・下肢においてそれぞれ3大関節の完全強直の場合がこれに属します。
- 手指の障がい
 - ア. 「手指を失ったもの」とは、第1指(母指)においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失った場合をいいます。
 - イ. 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、<表1>に掲げる重度障がい状態の認定については、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。
 - 障がい状態の認定については、手指の遠位指節間関節以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節(第1指(母指)においては指節間関節)が完全かつ永久に強直している場合をいいます。
- 耳の障がい
 - ア. 聴力の測定は、日本工業規格(昭和57年8月14日改定)に準拠したオーディオメータで行います。
 - イ. 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、 $(a+2b+c)/4$ の値が90デシベル以上(耳介に接しても大声語を理解し得ないもの)で回復の見込のない場合をいいます。
- 同一部位の障がい
 - 両眼、両上肢、両下肢、一上肢と一下肢、十手指または両耳については、それぞれ同一部位とします。

2. 弔慰金

○1年以上加入した後、加入者の生存中に障がいのある方がお亡くなりになられたときは、加入期間(口数追加分については口数追加日以後の加入期間)に応じて、加入者に以下の弔慰金をお支払いします。

○加入者と障がいのある方が同時にお亡くなりになられたときは、同様の弔慰金を加入者の遺族にお支払いします。

弔慰金支給額（1口あたり）	
加入期間	金額
1年以上5年未満の方	5万円
5年以上20年未満の方	12万5千円
20年以上の方	25万円

(平成31年4月1日現在)

【ご注意】制度の見直しにより、上記金額が改訂されることがあります。

平成19年度以前に加入された分については、次表の金額となります。

障がい者死亡日	平成19年度以前死亡	平成20年度以降死亡
加入期間	金額	金額
1年以上5年未満の方	2万円	3万円
5年以上20年未満の方	5万円	7万5千円
20年以上の方	10万円	15万円

3. 脱退一時金

○5年以上加入した後、加入者および障がいのある方の生存中に、加入者からの申出によりこの制度から脱退したとき、または加入口数を2口から1口に減らしたときは、加入期間(口数追加分については口数追加日以後の加入期間)に応じて、加入者に以下の脱退一時金をお支払いします。

○制度から脱退されますと、それまで加入していた条件(加入年齢、掛金額、加入期間等)は継続できなくなりますので、ご注意ください。

脱退一時金支給額（1口あたり）	
加入期間	金額
5年以上10年未満の方	7万5千円
10年以上20年未満の方	12万5千円
20年以上の方	25万円

(平成31年4月1日現在)

【ご注意】制度の見直しにより、上記金額が改訂されることがあります。

平成19年度以前に加入された分については、次表の金額となります。

脱退日	平成19年度以前	平成20年度以降
加入期間	金額	金額
5年以上10年未満の方	3万円	4万5千円
10年以上20年未満の方	5万円	7万5千円
20年以上の方	10万円	15万円

4. 共通

○年金・弔慰金・脱退一時金は指定いただいた金融機関への振込みによりお支払いします。

特にご注意いただきたい事項

この「特にご注意いただきたい事項」は、心身障がい者扶養共済制度に関して、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

1. 告知に関する重要事項

- ご加入(口数追加)をお申込みいただく方には健康状態等について告知をしていただく必要があります。健康状態等によっては、ご加入(口数追加)をお断りすることがありますが、傷病歴等がある場合でも、ご加入(口数追加)いただける場合があります。
- 告知いただく事項は、「申込者(被保険者)告知書」に記載しています。お申込みにあたっては、「申込者(被保険者)告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくご記入ください。
- 窓口の担当者等に現在の健康状態を口頭等でお知らせいただいても「申込者(被保険者)告知書」に記入されなければ、告知していただいたことにはなりません。
- 健康状態等について、故意または重大な過失によって、事実をご記入されなかったり、事実でないことをご記入された場合には、加入が解除されることがあります。解除された場合、年金はお支払いできません。

2. 年金・弔慰金が支給されない場合

年金が支給されない場合

- お申込みの際の告知において、故意または重大な過失により、正しく告知しただけなかった場合(「申込者(被保険者)告知書」に事実をご記入されなかったり、事実でないことをご記入された場合)、年金をお支払いできないことがあります。ただし、正しく告知しただけなかった事実と異なる原因によって死亡または重度障がい状態になられた場合は、年金をお支払いします。
- 加入者が加入日(口数追加分については口数追加日)以後1年以内の自殺した場合は年金が支給されません。(ただし、既に払い込んだ掛金相当額の特別弔慰金給付金が支給されることがあります。)
- 障がいのある方が故意に加入者を死亡させた場合は年金が支給されません。
- 加入者の故意または重大な過失に基づく行為により、加入者が重度障がい状態になられた場合は年金が支給されません。
- 加入者の犯罪行為により、加入者が重度障がい状態になられた場合は年金が支給されません。
- 障がいのある方の故意による傷害行為により、加入者が重度障がい状態になられた場合は年金が支給されません。
- 加入者の重度障がい状態が加入前(口数追加分については口数追加前)の疾病・災害による場合は年金が支給されません。(加入時(口数追加時は口数追加時)に告知いただいても、お支払いの対象とはなりません)
- 加入者が、加入前(口数追加分については口数追加前)に生じていた以下のいずれかの障がい状態、または加入前(口数追加分については口数追加前)の原因によって加入者後に生じた以下のいずれかの障がい状態を有していた場合において、すでに障がいを生じている身体の同一部位に新たな障がいが増した場合は年金が支給されません。

障がい状態(※)
1. 1眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 1上肢を手関節以上で失ったもの
3. 1下肢を足関節以上で失ったもの
4. 1上肢の用を全く永久に失ったもの
5. 1下肢の用を全く永久に失ったもの
6. 1手の母指および示指を含んで4手指以上を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの、あるいは1手の母指もしくは示指を含んで3手指以上を失ったかまたはその用を全く永久に失い、かつ、他の1手の母指もしくは示指を含んで2手指以上を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの

※障がいの認定基準は5ページをご参照ください。

弔慰金が支給されない場合

○加入者が故意に障がいのある方を死亡させた場合は、弔慰金は支給されません。

共 通

○共済責任の発生は、加入日以降となります。

○年金支給や弔慰金支給のために必要な書類提出が速やかに行われない場合は、年金・弔慰金が支給されない場合があります。

○共済責任を負うためには、掛金をお支払いいただくことが必要です。

3. 年金をお受取りになってからの注意

○年金を受給されている障がい者が次のいずれかに該当するときは、その該当する期間、年金は支給されません。

- ・所在が1月以上不明のとき
- ・懲役又は禁固の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
- ・日本国内に住所を有しないとき

○年金を受給されている障がいのある方(含、年金管理者)が、現況届を提出されない場合、年金のお支払いを一時差し止めることがあります。

4. 加入者の地位を失う場合

○3ヶ月掛金を滞納されたときは、加入者の地位を失うこととなりますので、ご注意ください。

5. 年金管理者（年金受取人）について

○障がいのある方が、年金の請求手続きや、管理が困難であると思われる場合は、年金を受領し管理する「年金管理者(年金受取人)」をあらかじめ指定することができます。

6. その他の主な手続き

○心身障がい者扶養共済制度に加入後、次の①～⑦のような事実が生じた場合は、速やかにお住まいの区の保健福祉センター福祉業務担当の窓口にご連絡ください。

○掛金の払込期間が満了している加入者が、掛金のお支払いがないため、本制度に加入していることを失念している、ご家族や障がいのある方(年金受給権者)がこの制度に加入していることを知らない等の理由により、年金等の請求手続きが行われていないケースが見受けられます。十分ご注意ください。

①加入者がお亡くなりになられたとき、または重度障がい状態に該当されたとき

②障がいのある方が加入者より先にお亡くなりになられたとき

③加入者が本制度から脱退される時

④加入者が大阪市から他の都道府県・指定都市に転出される時

大阪市の制度からは脱退となりますが、転出先の都道府県・指定都市において加入手続きを行うことにより、加入を継続することができます。(この場合、大阪市での加入期間と転出先での加入期間は通算されます。)

⑤加入者、障がいのある方、年金管理者の住所や名前等に変更があったとき

⑥年金管理者を指定・変更しようとする時、または年金管理者がお亡くなりになられたとき

⑦その他上記以外の変更等で不明な点があるとき

7. 制度改正に伴う変更について

○心身障がい者扶養共済制度の改正が行われた場合には、給付内容・掛金等が変更されることがあります。

8. 個人情報の取扱い

○大阪市は、心身障がい者扶養共済制度の運営において知り得る加入者、障がいのある方および年金管理者(以下「加入者等」といいます。)の個人情報を、本制度の運営のために利用します。

○加入者等の個人情報は、大阪市から機構に提供され、機構において本制度の運営のために利用されるとともに、機構から機構が保険契約を締結する生命保険会社に提供され、生命保険会社において、保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)されます。

○また、加入者等の個人情報は、上記と同様の目的のため、生命保険会社から機構、機構から大阪市に提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

・加入のお手続き・

○保護者がお住まいの区にある保健福祉センター福祉業務担当の窓口にて、所定の書類を添えてお申込みください。

必要書類

窓口でお渡しする書類

- ・心身障がい者扶養共済事業加入申込書
- ・申込者(被保険者)告知書
- ・障がい証明書 または 医師の診断書
- ・年金受取人同意書

ご準備いただく書類

- ・加入者の住民票記載事項証明書
- ・障がいのある方の住民票記載事項証明書

○加入日(口数追加の場合は口数追加日)は、毎月1日となります。加入を希望される月の1ヶ月前にはお申込みをお願いします。

・お手続き、ご相談の窓口・

○扶養共済制度の加入等のお手続きの窓口は、保護者がお住まいの区にある保健福祉センター福祉業務担当となります。

大阪市各区保健福祉センター福祉業務担当電話番号

北 区 6313-9857	天王寺区 6774-9857	城 東 区 6930-9857
都 島 区 6882-9857	浪 速 区 6647-9857	鶴 見 区 6915-9857
福 島 区 6464-9857	西淀川区 6478-9954	阿倍野区 6622-9857
此 花 区 6466-9857	淀 川 区 6308-9857	住之江区 6682-9857
中 央 区 6267-9857	東淀川区 4809-9845	住 吉 区 6694-9857
西 区 6532-9857	東 成 区 6977-9857	東住吉区 4399-9857
港 区 6576-9857	生 野 区 6715-9857	平 野 区 4302-9857
大 正 区 4394-9857	旭 区 6957-9857	西 成 区 6659-9857

○心身障害者扶養共済条例

昭和 43 年 3 月 30 日
条例第 19 号

大阪市心身障害者扶養共済条例を公布する。
大阪市心身障害者扶養共済条例

(目的)

第 1 条 この条例は、相互扶助の精神に基づく心身障害者扶養共済制度を設け、扶養者が死亡し、又は身体に著しい障害を有することとなつた後の心身障害者への年金の支給について必要な事項を定め、もつて心身障害者の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「心身障害者」とは、知的障害者又は身体障害者のうち市長が定めるものをいう。

2 この条例において「扶養者」とは、現に心身障害者を扶養している者であつて、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 心身障害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 心身障害者の父母、兄弟姉妹その他の親族
- (3) 心身障害者と生計を同じくしている者で市長が適当と認められたもの

(加入資格等)

第 3 条 扶養者は、次の各号の 1 に該当する場合を除き、市長の承認を得て心身障害者扶養共済事業(以下「事業」という。)に加入することができる。

- (1) 心身障害者及び扶養者が本市内に住所を有しない場合。ただし、これらの者が本市内に住所を有しないことについて市長が特別の事由があると認めるときを除く。
- (2) 扶養者が 65 歳以上の場合
- (3) 扶養者が、特別の疾病又は障害により著しく健康を害している場合
- (4) 心身障害者 1 人について 2 人以上が加入することとなる場合

2 事業への加入は口数単位によるものとし、同一の心身障害者について扶養者が加入できる口数は 1 口又は 2 口のいずれかとする。

(口数の追加)

第 4 条 事業への加入について市長の承認を受けた者(以下「加入者」という。))は、市長に対し口数の追加を申し込むことができる。

2 市長は、前項の規定による申し込みがあつたときは、加入者が次の各号の 1 に該当する場合を除き、これを承認するものとする。

- (1) 65 歳以上の場合
- (2) 特別の疾病又は障害により著しく健康を害している場合
- (3) 口数の追加の対象となる心身障害者について加入している口数が 2 口である場合

(転入者)

第 5 条 本市に転入(新たに本市の区域内に住所を有することとなることをいう。以下同じ。))した者で、転入の直前まで他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度(独立行政法人福祉医療機構との間に独立行政法人福祉医療機構法(平成 14 年法律第 166 号。以下「法」という。))第 12 条第 3 項に規定する保険約款による保険契約が締結されているものに限る。以下同じ。))に加入していたものが、転入後直ちに本市の実施する事業に加入しようとする場合には、第 3 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定にかかわらず、市長の承認を得て事業に加入することができる。

2 前項の規定による加入者で、転入の直前まで当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の口数を追加されていたものが、転入後直ちに本市の実施する事業の口数の追加を申し込んだ場合には、市長は、前条第 2 項第 1 号又は第 2 号の規定にかかわらず、これを承認することができる。

3 第 1 項の規定による加入者又は前項の規定により口数の追加について市長の承認を受けた者に係る次条第 2 項第 1 号、第 7 条第 2 項第 1 号、第 15 条第 1 項及び第 2 項並びに第 16 条の 2 の規定の適用については、当該他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していた期間又は口数を追加されていた期間を通算する。

(納付金)

第 6 条 加入者は、市長が定める額の納付金を毎月市に納付しなければならない。

2 加入者は、次の各号の 1 に該当するに至つたときは、翌月以後の納付金の納付を要しない。

- (1) 65 歳に達した日以後最初に到来する事業への加入の承認を受けた日の年単位の応当日に達し、かつ、納付金を引き続き 20 年間市に納付したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 市長が定める障害の状態となつたとき

3 加入者が生活困難その他特別の事由により納付金の全額を納付できないと認められるときは、市長は、納付金を減額することができる。

(追加納付金)

第 7 条 口数の追加について市長の承認を受けた者(以下「口数追加加入者」という。))は、市長が定める額の追加納付金を前条第 1 項の納付金とともに毎月市に納付しなければならない。

2 口数追加加入者は、次の各号の 1 に該当するに至つたときは、翌月以後の追加納付金の納付を要しない。

- (1) 65 歳に達した日以後最初に到来する口数の追加の承認を受けた日の年単位の応当日に達し、かつ、追加納付金を引き続き 20 年間市に納付したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 市長が定める障害の状態となつたとき

(年金受取人)

第 8 条 加入者は、加入に際し、市長の承認を得て年金受取人を指定するものとする。

2 加入者は、心身障害者以外の者を年金受取人に指定することができる。

3 前項の年金受取人は、加入者があらかじめ本人の同意を得た者であつて、心身障害者を理解し、誠意をもつてその保護教育にあたりと認められる者でなければならない。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、第 2 項の年金受取人となることはできない。

- (1) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 9 条 加入者は、市長の承認を得て年金受取人を変更することができる。

2 心身障害者以外の者を年金受取人に指定した場合において、年金受取人が次の各号の 1 に該当するに至つたときは、加入者は、速やかに年金受取人を変更しなければならない。

- (1) 死亡したとき
- (2) 住所が不明となつたとき
- (3) 前条第 4 項各号の 1 に該当するとき

3 加入者が前項の規定による年金受取人の変更をしないとき又は加入者が死亡その他の理由により年金受取人を変更できないときは、市長は、年金受取人を変更することができる。

4 年金受取人が次条第 3 項の規定に違反し、又は第 12 条第 2 項の規定に該当するに至つたときその他この制度の趣旨にかんがみ年金受取人として著しく不適当と認められるときは、市長は、年金受取人を変更することができる。

5 前 2 項の規定により市長が年金受取人を変更するときは、市長は、心身障害者の生活状況を考慮し、心身障害者及び前条第 3 項の規定の趣旨に適合する扶養者の中から適当と認める者を年金受取人に決定するものとする。

(年金の支給)

第 10 条 加入者が死亡し、又は市長が定める障害の状態となつたときは、年金受取人の申請に基づき、その死亡した日又は障害の状態となつた日の属する月から市長が定める額の年金を毎月年金受取人に支給する。

2 口数追加加入者が死亡し、又は市長が定める障害の状態となつたときの年金の額は、前項の規定による年金の額の 2 倍とする。

3 年金受取人は、年金を心身障害者の生活の安定及び福祉の向上のために使用しなければならない。

(年金の支給停止)

第 11 条 心身障害者が次の各号の 1 に該当するに至つたときは、当該各号に定める期間年金の支給を停止する。

- (1) 所在が 1 月以上明らかでないとき 所在が明らかになるまでの間
- (2) 懲役又は禁錮の刑に処せられ収監されたとき 出所するまでの間
- (3) 日本国内に住所を有しなくなつたとき 日本国内に住所を有するに至るまでの間

(年金の不支給)

第 12 条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、本市が独立行政法人福祉医療機構から当該加入者に係る年金給付保険金の全部又は一部の支給を受けられなかつたときは、第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、当該加入者の指定した年金受取人(第 9 条第 5 項の規定に基づき市長が決定した年金受取人を含む。))に対して、当該支給を受けられなかつた年金給付保険金に相当する年金の全部又は一部を支給しない。

2 加入者又は年金受取人が故意又は重大な過失によつて市長に虚偽の申告を行い、又は申告を行わなかつたときは、市長は、年金を支給しないことができる。

3 前 2 項の場合において、すでに支給した年金額があるときは、市長は、その全部又は一部を返還させることができる。

(年金を受ける権利の処分禁止)

第 13 条 年金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(年金を受ける権利の消滅)

第 14 条 心身障害者が死亡したときは、死亡の日の属する月の翌月から年金を受ける権利は、消滅する。

(弔慰金の支給)

第 15 条 加入者の生存中に、その扶養する心身障害者が死亡したとき

- は、当該加入者(当該加入者がその扶養する心身障害者と同時に死亡したときは、当該加入者の遺族)に対し、市規則で定める額の弔慰金を支給する。ただし、加入期間が1年に満たないとき又は第10条第1項の規定により既に年金が支給されているときは、この限りでない。
- 口数追加加入者の生存中に、その扶養する心身障害者が死亡したときの弔慰金の額は、前項の規定による弔慰金の額にその死亡した日まで継続する口数追加加入者であった期間に応じて市規則で定める額を加算した額とする。ただし、口数の追加の期間が1年に満たないとき又は第10条第2項の規定により既に年金が支給されているときは、この限りでない。
 - 第12条の規定は、弔慰金について準用する。
(脱退等)
- 第16条 次の各号の1に該当する場合には、加入者は、事業から脱退するものとする。
- 心身障害者が死亡したとき
 - 加入者が納付金を3月滞納したとき
 - 加入者及び心身障害者が日本国内に住所を有しなくなったとき
 - 加入者が転出(新たに本市の区域外に住所を有することとなることをいう。以下同じ。)をしたことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入したとき
 - 加入者が事業からの脱退を申し出たとき
- 2 次の各号の1に該当する場合には、口数追加加入者としての地位を失うものとする。
- 口数追加加入者が追加納付金を3月滞納したとき
 - 口数追加加入者が口数の減少を申し出たとき
- 3 前2項の場合においては、既納の納付金又は追加納付金は返還しない。
(脱退一時金の支給)
- 第16条の2 加入者が、次の各号の1に該当するときは、当該加入者に対し、脱退一時金を支給する。ただし、加入期間(口数の追加については、口数追加加入者であった期間)が5年に満たないとき又は加入者が転出したことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったときは、この限りでない。
- 加入者が事業からの脱退を申し出たとき
 - 口数追加加入者が口数の減少を申し出たとき
- 2 前項第1号に掲げる場合に支給する脱退一時金の額は、市長が定める。
- 3 前項の規定にかかわらず、口数追加加入者が事業からの脱退の申出をしたときの脱退一時金の額は、前項の額にその脱退した日まで継続する口数追加加入者であった期間に応じて市長が定める額を加算した額とする。
- 4 第1項第2号に掲げる場合に支給する脱退一時金の額は、口数を減少した日まで継続する加入期間又は口数追加加入者であった期間に応じて市長が定める額とする。
(届出)
- 第17条 加入者は、年金支給開始前に、加入者、心身障害者若しくは年金受取人の氏名若しくは住所に変更があったとき又は年金受取人について第9条第2項各号の1に該当する事由が発生したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
- 年金受取人は、年金支給開始以後、年金受取人若しくは心身障害者の氏名若しくは住所に変更があったとき又は心身障害者が死亡したとき若しくは第11条各号の1に該当するに至ったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
 - 年金受取人は、年金支給開始後、毎年定期的に、心身障害者の現況について市長に届け出なければならない。
 - 年金受取人が、正当な理由がなくて、前2項に規定する届出をしないときは、市長は、年金の支給を一時差し止めることができる。
(再保険)
- 第18条 本市は、事業により本市が負担する共済責任を再保険するため、独立行政法人福祉医療機構との間に法第12条第3項に規定する保険約款による保険契約を締結するものとする。
(施行の細目)
- 第19条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。
附 則(昭和43年3月15日施行、告示第174号)
- この条例の施行期日は、市長が定める。
 - この条例の施行の日から昭和44年3月31日までの間に加入する者については、第3条第2号中「45歳」とあるのは、「55歳」とする。
 - 昭和45年4月1日から昭和46年1月31日までの間に加入する者については、第3条第2号中「45歳」とあるのは、「65歳」とする。
 - 昭和61年3月31日までに本市の実施する事業に加入した者(昭和55年4月1日以後に加入した者でその加入時の年齢が45歳以上であったものを除く。)及び昭和61年3月31日までに他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入した者(昭和54年10月1日以後に加入した者でその加入時の年齢が45歳以上であったもの(市長が定める者を除く。)を除く。)で昭和61年4月1日以後に第5条第1項の規定により本市の実施する事業に加入する

ものについては、第6条第2項第1号中「20年間」とあるのは「25年間」とする。

附 則(昭和45年3月31日条例第17号)

- この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
- 昭和45年3月31日までに事業に加入した者が、昭和45年9月30日までに事業から脱退する場合には、この条例による改正後の第13条第3項の規定にかかわらず、市長が定める額の脱退戻戻金を支給する。

附 則(昭和46年6月15日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年4月1日条例第21号)

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の大阪市心身障害者扶養共済条例第14条第2項の規定は、昭和55年4月1日以後に事業に加入した者について適用し、同日前に事業に加入した者については、なお従前の例による。

附 則(昭和56年3月28日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年11月29日条例第63号)

この条例は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則(昭和61年4月1日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年3月14日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年9月29日条例第58号)

- この条例は、平成8年1月1日から施行する。
- この条例による改正後の大阪市心身障害者扶養共済条例第16条の2の規定は、この条例の施行の日以後に事業からの脱退を申し出た加入者又は口数の減少を申し出た口数追加加入者について適用する。

附 則(平成11年2月18日条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年3月2日条例第1号)

- この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関する第3条の規定による改正後の大阪市心身障害者扶養共済条例第8条第4項第1号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成15年5月29日条例第44号、平成15年10月1日施行、告示第956号の3)

この条例の施行期日は、市長が定める。

附 則(平成20年3月31日条例第38号)

- この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の大阪市心身障害者扶養共済条例第15条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた弔慰金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた弔慰金については、なお従前の例による。

附 則(平成20年5月23日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年10月10日条例第23号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。